

重要事項説明書

2023年10月1日改訂

福祉用具貸与 / 介護予防福祉用具貸与

第1条 (事業者の概要)

事業者名称	株式会社アイシマ
代表者氏名	代表取締役 相澤 剛
法人本部所在地 / 電話	横浜市瀬谷区御本町9279-43 / TEL045-924-6811 FAX045-924-6822
実施事業の概要	介護保険法に基づく地域密着型サービス、居宅サービス、福祉用具貸与・販売
法人設立年月日	2000年7月

第2条 (事業所の概要)

事業所名称	福祉プラザあいしま福祉用具事業所
事業所所在地	横浜市泉区上飯田町2196-1
連絡先	TEL 045-800-6867 / FAX 045-806-3073
事業所指定番号	1473601696 / 横浜市長指定
事業所の種類	福祉用具貸与 / 介護予防福祉用具貸与
管理者の氏名	野口 佳央
サービス提供地域	県に届出の通り
事業所開設年月	2012年6月

第3条 (事業所の職員体制)

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、事業所の従業員及び従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	常勤名
福祉用具専門相談員	専門相談員は、寝たきり等介護、支援を要する高齢者等の身体状況、介護環境等に応じて、福祉用具が適切に使用されるよう選定の相談・助言を行い、居宅サービス事業における事業の業務全般を行う。	常勤名
事務員	事務員は介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行う。	常勤名

第4条 (営業日及び営業時間)

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで (但し12月29日～1月3日及び祝日を除く)	月～金 午前 9:00～午後6:00

第5条 (事業の目的及び運営方針)

要介護または要支援状態にある高齢者に対し適正な指定福祉用具貸与サービスを提供することを目的とします。

- ・利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境をふまえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう努めます。
- ・地域との結び付きを重視し、関係市町村・他の居宅サービス事業者・地域包括支援センター・その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第6条 (実施手順に関する具体的方針)

- (1) サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握します。
- (2) 個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた福祉用具個別援助計画書を作成します。
- (3) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って福祉用具個別援助計画書を作成します。

第7条 (サービス利用料金及び利用者負担・支払方法)

- (1) サービス利用料金は、介護用品レンタルカタログに表示しています。(利用者負担は1,2,3割のいずれか) 16日以降の納品、15日以前の引上げの場合は、サービス利用料金が半額になります。但し、同月内での貸与開始・貸与終了の場合は1ヶ月分の料金となります。(最低サービス利用料1カ月分)
- (2) サービス利用料は口座引き落としにて徴収させていただきます。
支払期日：翌月27日になります。
- (3) 利用者がサービスの利用を開始前に中止をする際は、キャンセル料は不要です。
貸与を開始した後でも、1週間の予告期間を置いて貸与契約の一部又は全部を解約する事ができます。但し、サービス利用中の途中解約の場合、サービス利用料金の1カ月分をご負担いただきます。

第8条 (サービスの提供にあたって)

- (1) 用具の納品(配送)はご注文頂いた日から通常、2～3日中にお伺いします。
- (2) 配送員(専門相談員)が商品を納品し、ご希望の場所への組立て、セッティングをさせていただきます。又ご利用される方との適合状況も確認させていただきます。
- (3) 用具の取り扱い上の説明及び使用時の注意点について説明させていただきます。
- (4) 部品の磨耗や緩み等何らかの異常が発生した場合は、速やかに交換・修理をさせていただきます。
- (5) サービスの利用を終了される場合は、お申し出頂いた日が終了日となります。
尚、引上げは通常、2～3日中にお伺いたします。

第9条 (サービスの実施に関する留意事項)

- (1) サービス提供上必要な場合を除きまして、利用者の現金をお預かりすることはできかねますのでご了承ください。
- (2) 利用者の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等をお預かりすることはできかねますのでご了承ください。
- (3) 利用者の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等が保管されている場所はお聞きいたしません。

第10条 (衛生管理等)

- (1) 事業所の管理者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うと共に事業所設備及び備品についても、衛生的な管理に努めます。
- (2) 常に清潔な福祉用具の貸与に供する為、回収した福祉用具を種類・材質等からみて適切な方法にて消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区別して保管します。

第11条 (その他運営についての留意事項)

- (1) 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (3) 従業員は常に身分証を携行し、利用者又は家族から提示を求められたときはこれを提示します。
- (4) 事業者は福祉用具貸与における記録を整備し、福祉用具貸与完結の日から2年間保管します。
- (5) 事業者は従業員に研修の機会を与え、資質向上に努めます。
 - (a) 採用時研修 : 入社6ヵ月以内
 - (b) 継続研修 : 年2回以上実施

第12条（緊急時の対応について）

福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

緊急時連絡先

福祉プラザあいしま福祉用具事業所	所在地	横浜市泉区上飯田町2196番地の1
	電話番号	045-800-6867

第13条（相談窓口、苦情の対応）

○当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-800-6867
FAX番号	045-806-3073
担当者	管理者 野口 佳央
その他	相談・苦情に対する窓口として、担当者、管理者及び専門相談員が対応します。不在の場合、対応したものが「苦情記録簿」を作成し、担当者、管理者及び専門相談員に必ず引き継ぎます。

その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447

第14条（秘密保持及び個人情報の保護）

- (1) 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
- (2) 事業所は、そのサービス提供上知り得た利用者及びその家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は就業中はもとより退職後も同様とします。
- (3) 事業所及びその従業者は、必要な範囲において利用者及びその家族等の個人情報を取り扱い致します。なお、利用者及びそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
- (4) 前記に定める守秘義務は、契約期間中はもとより、契約期間後も同様とします。なお、問合せにつきましては、事業所までご連絡ください。

第15条（損害賠償について）

- (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者またはそのご家族の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、利用者またはそのご家族等に過失がある場合は、事業所は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- (2) 物品の賠償にあたっては原状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
- (3) 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねることがあります。
- (4) 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。
- (5) 利用者またはそのご家族等は、利用者またはそのご家族等の責めに帰すべき事由により、事業所の従業者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

第16条（介護保険法の改正）

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

第17条（虐待の防止に関する措置）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

第18条（福祉用具個別援助計画書の提出）

事業所は、利用者の居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所から福祉用具個別援助計画書の提供の求めがあった際には、当該福祉用具個別援助計画を提供することに協力するように努めます。

以上

（確認欄）

年 月 日

サービス契約締結にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者 所在地	横浜市泉区上飯田町2196番地1
名 称	株式会社アイシマ
介護保険事業者番号	福祉プラザあいしま福祉用具事業所 1473601696

管理者 野口 佳央 印

説明者 印

サービス契約締結にあたり、上記の通り重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人又は立会人
住所

氏名 印